

# 【第7回会議資料1-1】 特定技能制度及び育成就労制度の 分野別協議会のフォローアップ

※第7回会議資料からのフォローアップ部分は赤字で記載



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

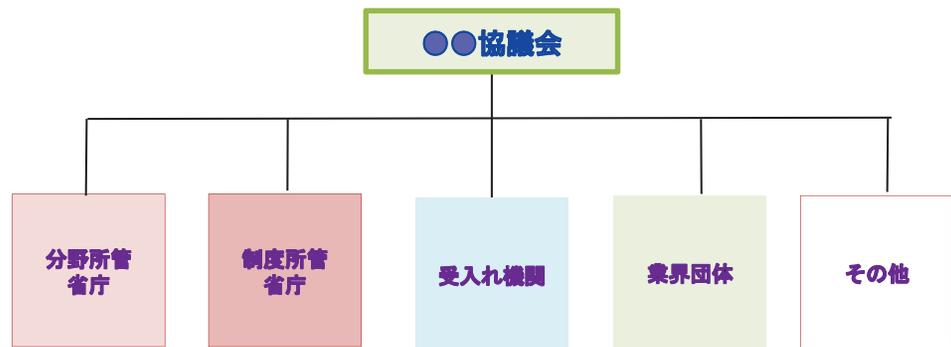
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 特定技能・育成就労制度における分野別協議会について

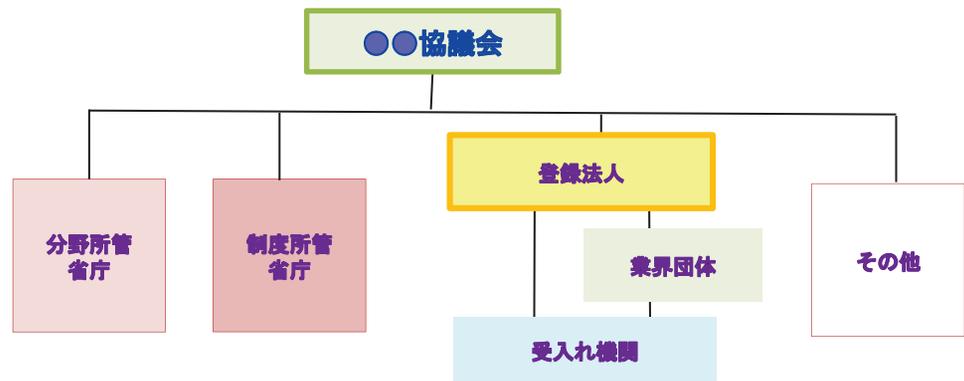
## ポイント

- 特定技能・育成就労制度では、制度の適切な運用を図るため、分野所管省庁が分野ごとに協議会を設置することとしており、受入れ機関（特定技能所属機関・育成就労実施者）には、それぞれ、この協議会への加入を義務付け。
- 特定技能制度の建設分野・工業製品製造業分野においては、外国人の適切かつ円滑な受入れのために、協議会の設置に加え、特定技能所属機関は、分野所管省庁の登録を受けた法人（登録法人）に加入しなければならないとしている。なお、登録法人は、協議会の構成員となる。

## 協議会のイメージ



## (登録法人がある場合)



## 協議会の主な活動内容

- 特定技能外国人・育成就労外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 受入れ機関、登録支援機関・監理支援機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要な情報の共有等

特定技能制度における分野別協議会の状況について

所管 省庁	分野	協議会名	加入企業数	加入要件・確認方法	会費	これまでの主要な協議会決定事項	加入企業に対する 相談内容・相談件数 (R4年度～R6年度の8年度)	加入企業への指導等の方法とその実績 (R4～R6年度)	法令遵守の啓発方法	協議会決定事項遵守の確認方法とその実績 (R4～R6年度)	協議会決定事項に 違反したときの措置	除名実績
厚生労働省	介護分野 特定技能協議会	9,815法人 ※就労中の特定技能外国人が在籍していない法人も含む (令和7年7月24日時点)	【加入要件】 ・介護分野における特定技能所属機関にならうとする者 ・協議会の設置の目的を理解し、設置要綱を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行う者  【確認方法】 下記提出書類に必要な事項を記載の上、事務局に提出するものとする。 1. 入会申請時の必要書類（受入れ予定の事業所ごとに計2点）： ①「事業所の指定通知書」 ②「介護分野における業務を行わせる事業所の概要書等（分野参考様式第1-2号）」 2. 外国人登録時の必要書類（外国人ごとに計3点）： ①「雇用条件書（別紙「賃金の支払」含む）（参考様式第1-6号）」 ②「1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）」 ③「在留カード写し」	無	【相談体制】 随時相談を受け付け、必要に応じて関係機関に照会を行っている。  【相談件数】 外国人介護人材に係る相談を包括的に対応しており、協議会入会済みではない企業を含むが、令和4～6年度の受入れ機関及び受入れ設計機関からの相談対応件数は以下のとおり 令和4年度：1,356件 令和5年度：1,496件 令和6年度：7,569件 また、特定技能外国人の雇用の相談件数は以下のとおり 令和4年度：170件 令和5年度：171件 令和6年度：151件	特定技能外国人からの相談や、巡回訪問等を通して不適切な事業を把握した場合に、関係者や専門家と協同し、改善を助言する。必要に応じて労働局や官庁への情報共有を行う。	令和4～6年度の不適切な事業という疑いがあり対応した件数は、以下のとおり 令和4年度：13件 令和5年度：16件 令和6年度：10件	協議会において構成員に対し、周知を行う。  必要な調査、指導、情報の収集、書影の聴取その他業務（協議会や厚生労働省補助事業において実施する調査や特定技能外国人の受入事業所に対する巡回訪問を含む。）	令和4～6年度の巡回訪問の実績は、以下のとおり。 【令和4年度】 受入機関：866法人 受入事業所：1,025事業所 対象外国人：1,680名 【令和5年度】 受入機関：1,084法人 受入事業所：1,330事業所 対象外国人：2,465名 【令和6年度】 受入機関：899法人 受入事業所：1,000事業所 対象外国人：1,819名	事務局は当該構成員に指導を行い、再三の指導等によっても改善が見られない場合は、事務局が随時的に当該構成員の脱退手続きを行うことができる。	無	
厚生労働省	ビルクリーニング分野 特定技能協議会	806社 (令和7年度8月22日時点)	【加入要件】 ビルクリーニング分野に係る事業を営む者 上記については、以下に該当する者とする。 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業又は第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所  【確認方法】 厚生労働省ホームページ内申請フォームに必要な事項を記載の上、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長に提出するものとする。 申請を行う者は、事務局の要請に基づき、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。 一 建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業又は第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていることを証明する書面の写し 二 特定技能外国人の就業場所が確認できる書面の写し 三 その他必要な書面	無	分野別運用要領で定める「ビルクリーニング分野特定技能外国人が従事できる業務」の確認方法等手続きにおいて講じる措置 ・「ビルクリーニング分野特定技能外国人が従事できる業務について」 (令和5年10月17日)  ※分野別運用要領で定める従事できる業務について詳しく解説したものを、「現場を管理する者としての実務経験の内容及びその確認方法等に関する規程」これを指導・監督等の現場として活用できることから、協議会においては、構成員に対し、特定技能外国人の適正な受入及び保護に有益な情報の共有を図っている。  なお、特定技能外国人からの直接の相談体制は設けていないが、相談対応の実績はない。  その他 ・「ビルクリーニング分野特定技能協議会設置要綱」の一部改正 ・「ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程」の一部改正	特定技能外国人による加入企業に対する相談がなされた場合は、制度所管に情報を提供することとしている。	制度所管へ連絡を行うべき違反は発生していない。	協議会において構成員に対し、周知を行う。  協議会において、特定技能所属機関は、調査又は指導に對し、必要な協力を行うこととされている。	巡回指導等の実績はない 【協議会で情報を得た等の場合において、適宜実施を検討】。	協議会の決議により当該構成員を除名することができる。  一 構成員が出入国管理及び難民認定法等七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等定めるビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成31年3月15日厚生労働省告示第67号）第2条に定める基準に適合しなくなったと認めるとき。  二 虚偽または不正な手段により協議会に加入したとき。  三 前号のほか、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護を図るために構成員を除名すべき正当な理由があるとき。	無	

特定技能制度における分野別協議会の状況について

所管 省庁	分野	協議会名	加入企業数	加入要件・確認方法	会費	これまでの主要な協議会決定事項	加入企業に対する 相談件数・指導件数 (R4年度～R6年度の6年度)	加入企業への指導等の方法とその実績 (R4～R6年度)	法令遵守の啓発方法	協議会決定事項遵守の確認方法とその実績 (R4～R6年度)	協議会決定事項に 違反したときの措置	除名実績		
経済産業省	工業製品製造業	製造業特定技能外国人材 受入れ協議・連絡会	・受入れ機関 (右記①) 13,576機関 ・関係機関 (右記②) 1,148機関 (令和7年8月22日時点)	【加入要件】 ①工業製品製造業分野の特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする本邦の公私の機関 ②地方公共団体、経済団体その他の団体（①に該当する機関を除く。）であって、協議・連絡会の目的に賛同し、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力するもの ③出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）第4条の登録を受けた法人 ※その他、経済産業省、制度関係機関（法務省、警察庁、外務省、厚生労働省）が構成員となっている。 ④②製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領（以下「運営要領」という。）第10条に定める事項を事務局宛に届け出るものとする。	無	事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に調べる措置（繊維工業、印刷・同関連業、こん包業）	【相談体制】 随時相談を受け付け、必要に応じて関係機関に照会を行っている。  【加入企業からの相談件数】 令和4年度：12,189件 令和5年度：8,948件 令和6年度：11,702件  なお、特定技能外国人に対しては、多言語対応の相談窓口を設置している。一般社団法人工業製品製造業人材機構（略称「JAIM」）においても、同様の多言語対応の相談窓口を設置予定である。  【特定技能外国人からの相談件数】 令和4年度：303件 令和5年度：639件 令和6年度：1,352件	加入企業への実態調査を通じて優れた取組をしている企業の事例収集・紹介等を実施してきた事例はない。	これまでに、違反事例や書面や口頭による指導を行った事例はない。	協議会において構成員に対する産業の特性を踏まえて特に調べる措置（繊維工業、印刷・同関連業、こん包業）については、協議会入会時に確認することとしている。	運営要領第3条の規定に基づき、協議会において、報告徴収、資料要求、意見聴取、現地調査を行うことができる。なお、事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に調べる措置（繊維工業、印刷・同関連業、こん包業）については、協議会入会時に確認することとしている。	運営要領第14条の規定に基づき、特定技能所属機関等を除名させることができる。	無	
国土交通省	建設	建設分野 特定技能協議会	協議会の構成員は以下の通り。 ・特定技能外国人受入事業実施法人（（一社）建設技能人材機構） ・警察庁 ・法務省 ・外務省 ・厚生労働省 ・国土交通省 ※全ての特定技能所属機関（約19,000社）が特定技能外国人受入事業実施法人に加入又は同法人の会員団体に加入又は同法人の会員団体に加入している。  （一社）建設技能人材機構（JAC）の会員数（令和7年8月4日時点） ・正会員：55団体 ・賛助会員：1団体 3,066社	【特定技能所属機関の特定技能外国人受入事業実施法人への加入状況の確認方法】 建設特定技能受入計画の認定を地方整備局に申請する際に、特定技能外国人受入事業実施法人への加入を証する書面の写し又は同法人の会員団体に加入を証する書面の写しの提出を義務づけている。	無	・協議会規約の改正 ・外国人受入れにおける募集採用の適正化、適正な労働条件確保、安全衛生確保等の適正な雇用管理（周知） ・19区分から3区分への業務区分の統合（周知） ・新試験のスケジュール及び研修・講習等に対する支援（周知）	特定技能受入機関や特定技能外国人からの直接の相談受付体制として、全ての特定技能受入機関が加入する登録法人（JAC）が協議会に参加しているため、JACに相談窓口を設けている（件数約220件/月）。	特定技能外国人受入事業実施法人が委託する適正就労監視機関において、巡回訪問や指導等を実施する。	令和6年度の巡回件数は1,491件、指導件数は延べ7,573件であった。	特定技能外国人受入事業実施法人において、特定技能所属機関に対して周知を行う。	協議会規約により、協議会の活動に賛同しない事業者に対しては、協議会に加入を促すこととしている。	建設分野の特定技能外国人受入れに係る各種ルールについて説明を行い、その遵守を求めた。	特定技能外国人受入事業実施法人は、総会議決により、会員を退会させることができる。	無

特定技能制度における分野別協議会の状況について

所属 都道府県	分野	協議会名	加入企業数	加入要件・確認方法	会費	これまでの主要な協議会決定事項	加入企業に対する 相談体制・相談件数 (R4年度～R6年度の各年度)	加入企業への指導等の方法とその実績 (R4～R6年度)	法令遵守の啓発方法	協議会決定事項遵守の確認方法とその実績 (R4～R6年度)	協議会決定事項に 違反したときの措置	除名実績	
国土交通省	造船・船用工業	造船・船用工業分野 特定技能協議会	1,643社 (令和7年8月20日時点)	<p>【加入要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること</li> <li>(1) 造船業については、以下のいずれかに該当する者とする <ul style="list-style-type: none"> <li>①造船法第5条第1項第1号又は第2号の届出を行っている者</li> <li>②小型船造船業法第4条の登録を受けている者</li> <li>③上記①、②の者からの委託を受けて船体の一部を製造・修繕を行う者</li> </ul> </li> <li>(2) 船用工業については、以下のいずれかに該当する者とする <ul style="list-style-type: none"> <li>①造船法第5条第1項第3号又は第4号の届出を行っている者</li> <li>②船舶安全法第6条の2の事業場の認定を受けている者</li> <li>③船舶安全法第6条の3の整備規程の認可を受けている者</li> <li>④船舶安全法第6条の4の整備規程の認可を受けている者</li> <li>⑤船舶安全法第6条の5の事業場の認定を受けている者</li> <li>⑥船舶安全法第6条の5の型式承認を受けている者</li> <li>⑦海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、上記②から④及び⑦までに相当する制度の適用を受けている者</li> <li>⑧産業標準化法第30条第1項の規定に基づき、部門記号Fに分類される鉱工業品に係る日本産業規格について登録を受けた者の認証を受けている者</li> <li>⑨船舶安全法第2条第1項に掲げる事項に係る物件（構成部品等を含む。）の製造又は修繕を行う者 <ul style="list-style-type: none"> <li>①造船造機統計調査規則第5条第2号に規定する船舶用機関又は船舶用品（構成部品等を含む。）の製造又は修繕を行う者であって同規則に基づき調査票の提出を行っているもの</li> <li>②上記以外で、①から⑨までに規定する者に準ずるものとして国土交通省海事局船舶産業課長が認める者</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>【確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認申請書に必要事項を記載の上、国土交通省海事局船舶産業課長に提出するものとする。</li> <li>・確認申請書には、登記事項証明書を添付すること。また、(1) ③又は(2) ④、⑤のいずれかに該当する者は、当該項目に該当することを証明する書類を添付するものとする。</li> </ul>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会規約の改正</li> <li>・事務取扱要領の改正</li> <li>・外国人の受入れ企業における取組に係る優良事例（周知）</li> <li>・業務区分の6区分から3区分への見直し（周知）</li> <li>・労働安全衛生の確保に係る巡回指導の結果（周知）</li> </ul>	<p>【相談体制】</p> <p>随時相談を受け付け、必要に応じて関係機関に照会を行っている。</p> <p>【相談件数】</p> <p>年数件程度</p> <p>なお、特定技能外国人からの直接の相談体制は設けているが、相談対応の実績はない。</p>	<p>令和6年度は110件の指導・指導を行った。</p> <p>【指導件数】</p> <p>令和4年度：99件 令和5年度：116件 令和6年度：110件</p>	<p>文書等で指導し、必要に応じて報告徴収を行う。</p>	<p>協議会において構成員に対し、周知を行う。</p>	<p>協議会に対し、必要な協力を行うことを遵守させている。</p> <p>令和6年度は478件の巡回指導を実施した。</p> <p>【巡回指導件数】</p> <p>令和4年度：375件 令和5年度：379件 令和6年度：478件</p>	<p>協議会は、決議により特定技能所属機関等を退会させることができる。</p>	無
国土交通省	自動車整備	自動車整備分野 特定技能協議会	2,844社 (令和7年8月5日時点)	<p>【加入条件】</p> <p>&lt;特定技能所属機関&gt;</p> <p>特定技能外国人が所属する事業場が地方運輸局の認証を受けていること（道路運送車両法第78条の自動車特定整備事業の認証）</p> <p>&lt;登録支援機関&gt;</p> <p>自動車整備士資格等を有する者が在籍していること</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会規約、運営規定について決定（令和元年6月19日）</li> <li>・運営規定一部改正（令和3年3月23日）</li> </ul>	<p>【相談体制】</p> <p>国土交通省本省及び地方運輸局にて随時相談を受けている。</p> <p>【相談件数】</p> <p>件数は不明（各機関とも恒常的に数件/日の相談がある状況）</p> <p>特定技能外国人から、直接の相談窓口等は特別に用意していないが、仮に相談がある場合は国土交通省本省及び地方運輸局にて随時相談が可能となっている。</p>	<p>協議会の加入にあたり法令遵守することを誓約させている。</p> <p>また、協議会（事務局）において構成員に対し必要に応じて、周知を行う。</p>	<p>協議会に対し、必要な協力を行うことを遵守させている。</p>	<p>実績なし</p>	<p>協議会は、決議により特定技能所属機関等を退会させることができる。</p>	無	
国土交通省	航空	航空分野 特定技能協議会	114社 (令和7年8月6日時点)	<p>【加入要件】</p> <p>航空分野に係る事業を営む者</p> <p>上記については、以下のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港管理規則第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者</li> <li>・空港管理規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者</li> <li>・航空法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の国土交通大臣による認定を受けた者</li> </ul> <p>【確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空分野特定技能協議会加入届出書に必要事項を記載の上、国土交通省航空局航空ネットワーク企画課若しくは安全政策課乗員政策室（事務局）あて提出するものとする。</li> <li>・添付書類として空港の管理者等から受けた営業承認書類等の写し、若しくは航空機整備等に係る能力について国土交通大臣による認定を受けた者であることを証明する書類の写し（業務委託等を受ける者である場合は、委託元に係る前述の書類及び委託契約書の写し）を添付するものとする。</li> </ul>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空分野特定技能協議会規約</li> <li>・航空分野特定技能協議会加入届出書等の様式の制定、改正</li> <li>・特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知</li> <li>・人材確保の実態調査、分析、結果の共有</li> <li>・その他、必要な情報等の共有</li> </ul>	<p>【相談体制】</p> <p>随時相談を受け付け、必要に応じて関係機関に照会を行っている。</p> <p>【相談件数】</p> <p>月に2～3件程度</p> <p>なお、特定技能外国人からの直接の相談体制は設けているが、相談対応の実績はない。</p>	<p>口頭、文書にて通知し、必要に応じて改善状況の報告徴収を行う。</p> <p>指導等を行った実績はない。</p>	<p>協議会において構成員に対し必要に応じて、周知を行う。</p>	<p>協議会に対し、必要な協力を行うことを遵守することとしている。</p> <p>巡回指導等の実績はない（協議会で情報を得た等の場合において、適宜実施を予定）</p>	<p>協議会は、決議により特定技能所属機関等を退会させることができる。</p>	無	

特定技能制度における分野別協議会の状況について

所属 都道府県	分野	協議会名	加入企業数	加入要件・確認方法	会費	これまでの主要な協議会決定事項	加入企業に対する 程度別指導・指導回数 (R4年度～R6年度の6年累計)	加入企業への指導等の方法とその実績 (R4～R6年度)	法令遵守の啓発方法	協議会決定事項遵守の確認方法とその実績 (R4～R6年度)	協議会決定事項に 違反したときの措置	除名実績
国土交通省	宿泊	宿泊分野 特定技能協議会	約700社 (令和7年7月31日時点)	<p>【加入要件】(特定技能所属機関の要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。</li> <li>・特定技能外国人を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する施設において就労させないこととしていること。</li> <li>・特定技能外国人に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第3項に規定する接待を行わないこととしていること。</li> </ul> <p>【確認方法】 協議会事務局において確認を行う。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会規約の改正(事務局名の変更)</li> <li>・「宿泊分野特定技能協議会の運営について」の改正(特定技能所属機関、支援機関の遵守事項の追加)</li> </ul> <p>なお、特定技能外国人からの直接の相談受付体制は設けていないところ、対応件数は1件であった。</p>	<p>【相談体制】 随時相談を受け付け、必要に応じて関係機関に照会を行っている。</p> <p>【相談件数】 1週間に約5件</p> <p>なお、特定技能外国人からの直接の相談受付体制は設けていないところ、対応件数は1件であった。</p>	<p>文書で通知をし、改善状況について報告徴収を行う。</p> <p>判明した違反件数及び指導(書面・口頭)件数は1件であった。</p>	<p>協議会において、構成員に対し、周知を行う。</p> <p>協議会において、報告徴収、資料要求、意見聴取、現地調査を行うことができる。</p>	<p>協議会において、報告徴収、資料要求、意見聴取、現地調査を行うことによる実績はない。</p> <p>報告徴収等の実績はない。</p>	<p>協議会は、決議により特定技能所属機関等を選定させることができる。</p>	無
国土交通省	自動車運送業	自動車運送業分野 特定技能協議会	所属機関：285社 登録支援機関：163社 (令和7年7月31日時点)	<p>【加入要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)を経営する者</li> <li>・運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)に基づく認証を受けた者又はGマーク制度に基づく安全性優良事業所を有する者</li> </ul> <p>【確認方法】 ・自動車運送業分野特定技能協議会加入届出書(WE Bフォーム)に必要事項を入力の上、国土交通省に送付する。 ・国土交通省は、入力された働きやすい職場認証登録番号又はGマーク取得事業所認定証番号を関係機関に照会の上、認証の有無を確認する。 ※照会先： 働きやすい職場認証登録番号：一般財団法人日本海事協会 Gマーク取得事業所認定証番号：公益社団法人日本トラック協会</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定技能外国人の受入れに係る制度の周知</li> <li>・各機関における取組の共有</li> <li>・その他、必要な情報・課題の共有、協議等</li> </ul> <p>【相談体制】 随時相談を受け付け、必要に応じて関係機関に照会を行っている。</p> <p>【相談件数】 随時受け付けており、集計等は特段実施していない。</p>	<p>文書で通知をし、改善状況について報告徴収を行う。</p> <p>これまでに、違反事例や罰金や口頭による指導を行った事例はない。</p>	<p>協議会の加入にあたり法令遵守等、協議会にて定める事項を遵守することを誓約させている。 また、協議会において構成員に対し、周知を行う。</p>	<p>協議会において、報告徴収、資料要求、意見聴取、現地調査を行うことによる実績はない。</p> <p>これまでに、巡回指導等を行った実績はない。 (協議会で情報を得た等の場合において、適宜実施を予定)</p>	<p>協議会にて定める遵守事項に従わない特定技能所属機関等について、協議会からの選定を決定することができる。</p>	無	
国土交通省	鉄道	鉄道分野 特定技能協議会	29社 ※特定技能所属機関・登録支援機関 (令和7年8月5日時点)	<p>【加入要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者その他鉄道事業者又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。</li> <li>・鉄道分野特定技能協議会運営規程第7条第1項に定める事項を遵守すること</li> </ul> <p>【確認方法】 特定技能所属機関、登録支援機関それぞれが所定の様式を送付し、国土交通省鉄道局技術企画課において審査を実施する。 また、特定技能所属機関においては申請時に以下の証明書類を添付を義務付けている。 ・鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者以外の事業者については、鉄道事業者又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であることを証明する書類の写し等(鉄道事業者や軌道経営者等からの業務委託契約書の写し等)。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道分野特定技能協議会規約(目的、活動内容等を規定)</li> <li>・鉄道分野特定技能協議会運営規程(各種の届出方法、構成員の遵守事項等を規定)</li> </ul> <p>【相談体制】 随時相談を受け付け、必要に応じて関係機関に照会を行っている。情報共有等を行っている。</p> <p>【相談件数】 週数件程度。</p>	<p>協議会の構成員は、協議会の行う調査等に対して必要な協力を実施することとしている。</p> <p>これまでに、違反事例や過失等に対して必要な協力を実施することとしている。</p> <p>これまでに、違反事例や過失等に対して必要な協力を実施することとしている。</p>	<p>協議会運営規程において、協議会の構成員は出入国管理及び難民認定法その他の法令を遵守することとしている。また、必要に応じて協議会の構成員に対し法令遵守等について周知している。</p> <p>協議会の構成員は、協議会の行う調査等に対して必要な協力を実施することとしている。</p>	<p>巡回指導等は不定期に実施している。</p>	<p>協議会の構成員は、協議会の行う調査等に対して必要な協力を実施することとしている。また、協議会は、その決議により、遵守事項を遵守しない特定技能所属機関等を選定させることができることとしている。</p>	無	
農林水産省	農業	農業特定技能協議会	10,882社 (令和6年12月末時点)	<p>【加入方法】 協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関は、農林水産省が定める方法により、次に掲げる事項を農林水産省に申請。 ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②耕種農業、畜産農業、漁業等のいずれかを行っていること、「農業特定技能協議会」規約への同意等に誓約すること ③その他農林水産省が別に定める申請様式で定める事項 上記の申請内容に不備がない場合は、申請者を協議会の構成員とするものとする。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業特定技能協議会」規約(平成31年3月27日)</li> <li>・農業特定技能協議会の構成員であることの証明の方法の決定について(令和元年5月28日)</li> <li>・特定技能制度に関するアンケート調査の実施について(令和元年9月5日)</li> <li>・農業分野の特定技能外国人の適正な受入れを行うために講じる措置等(令和7年7月31日)</li> </ul> <p>【相談体制】 随時相談を受け付け、必要に応じて関係機関に照会を行っている。</p> <p>【相談件数】 随時受け付けており、集計等は特段実施していないが、別途設けている相談窓口においては、月30件程度の企業から相談を受けているほか、月20件弱の特定技能外国人から相談を受けている。</p>	<p>協議会の規約において、協議会の構成員は協議会が情報の提供を求めたときはこれに協力するものとしており、必要に応じて協議会に対して協議又は情報共有を行う。</p> <p>判明した違反件数及び指導(書面・口頭)件数の集計等は特段実施していない。</p>	<p>協議会において、構成員に対して協議又は情報共有を行う。</p> <p>協議会において、構成員は協議会が情報の提供を求めたときはこれに協力するものとしており、必要に応じて協議会において、報告徴収、資料要求、意見聴取、現地調査等を行う。</p>	<p>協議会の規約において、協議会の構成員は協議会が情報の提供を求めたときはこれに協力するものとしており、必要に応じて協議会において、報告徴収、資料要求、意見聴取、現地調査等を行う。</p> <p>地方先機関と連携して現地調査等を随時行っているが、その頻度の集計等は特段実施していない。</p>	<p>構成員が協議会に対する協力を怠った場合等、協議会は、当該特定技能所属機関を構成員から除名することができる。</p>	無	

特定技能制度における分野別協議会の状況について

所轄 都府	分野	協議会名	加入企業数	加入要件・確認方法	会費	これまでの主要な協議会決定事項	加入企業に対する 相談体制・協会の役割 (R4年度～R6年度の各年度)	加入企業への指導等の方法とその実績 (R4～R6年度)	法令遵守の啓発方法	協議会決定事項遵守の確認方法とその実績 (R4～R6年度)	協議会決定事項に 違反したときの措置	除名実績	
農林水産省	漁業	漁業特定技能協議会	2,012経営体 (令和7年7月25日時点)	<p>【加入要件】</p> <p>漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関であって、協議会の2号構成員（漁業団体や地方自治体）のいずれかに直接又は間接に所属、あるいは指導、助言を受けることとしている者で、さらに以下要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定技能制度その他の外国人の受入れを正しく理解している。</li> <li>・協議会において協議が調った事項に関する措置を講じている。</li> <li>・協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う等</li> </ul> <p>【確認方法】</p> <p>協議会への加入申請書が2号構成員に提出された際に、2号構成員は提出された書類により適当と認められること、指導及び助言ができることを確認する。その後、協議会の共同事務局（一般社団法人大日本水産会）に加入申請書を提出し、共同事務局は申請者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業特定技能協議会運営関連（運営要綱、幹事会構成員、構成員資格取扱要領、分科会の設置）</li> <li>・1号構成員の資格証明書交付手続規則</li> <li>・特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ</li> <li>・特定技能外国人の安全性の確保</li> <li>・特定技能所属機関による外国人材の記録人数に係る申し合わせ</li> <li>・特定技能外国人等の記録人数の報告</li> <li>・選考形態による特定技能外国人の受け入れについて</li> </ul> <p>【相談体制】</p> <p>日常多くの相談を受け付けており、相談件数という形で集計は行っていない。</p>	<p>2号構成員に対して文書等により通知をし、当該2号構成員より指導・助言を行う。</p> <p>協議会決定事項である漁船の乗乗人数について、半年に一度、書面による乗乗人数の確認を行っており、適宜指導を行っている。また年に一度、書面による安全対策等の注意喚起の指導を行っている。</p>	<p>協議会を開催し、2号構成員を通じて周知を行う。</p>	<p>協議会において、報告徴収、資料要求、意見聴取、現地調査を行うことができる。</p>	<p>乗入れ機関（漁業事業者）は、2号構成員を通じて、漁業特定技能協議会事務局に対し、毎年3月9日の末日までに、自らが特定技能外国人を配乗させている漁船の配乗状況を報告する。</p>	<p>構成員が協議会の運営を妨げ、又は理由を失わせると認められる行為をしたとき等において、協議会の決議により資格の停止、取消その他の必要な処分を行うとしている。</p>	無	
農林水産省	食料品製造業・外食業	食品産業特定技能協議会	18,387社 (令和7年6月末時点)	<p>【加入要件】</p> <p>(1) 飲食食品製造業分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本標準産業分類に掲げる産業のうち、主として次のいずれかに掲げるものを行っていること。</li> <li>①中分類09食料品製造業</li> <li>②小分類101清涼飲料製造業</li> <li>③小分類103茶・コーヒー製造業（清涼飲料業を除く）</li> <li>④小分類104製氷業</li> <li>⑤細分類5621総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）</li> <li>⑥細分類5811食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）</li> <li>⑦細分類5861菓子小売業（製造小売）</li> <li>⑧細分類5863パン小売業（製造小売）</li> <li>⑨細分類5896豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）</li> </ul> <p>(2) 外食業分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食サービス業を行っている事業所であること。</li> </ul> <p>なお、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（同法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所（以下「対象旅館等」という。）で受入れる場合は、接待防止マニュアルを提出、並びに特定技能外国人に接待を行わせないこと等を誓約すること。</p> <p>【確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品産業特定技能協議会HPより、必要事項を記入の上、同協議会に申請するものとする。</li> <li>申請書内容の根拠となる、「特定技能雇用契約に係る届出書の写し」、「飲食食品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し」、「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し」、その他書類（保健所長の営業許可の写し、登記事項証明書、定款の写し、決算書類等の売上高が確認できる書類等）の提出を受け、当該協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。</li> <li>・（1）の総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）又は食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）を行っている場合には、販売業務に従事させないことの誓約書を確認する。</li> <li>・（2）のなお書きについては、接待防止マニュアル、誓約書、風営法の営業許可の写し、旅館業法の営業許可の写しを確認する。</li> </ul>	無	<p>「特定技能所属機関による外国人労働者の引き抜き防止に係る申し合わせ」（平成31年3月29日）</p> <p>「食品産業特定技能協議会規約」（平成31年3月29日決定/令和3年8月16日一部改正/令和7年5月30日一部改正）</p> <p>「食品産業特定技能協議会入会規程」（平成31年3月29日決定/令和6年7月23日一部改正/令和7年5月30日一部改正）</p> <p>また、特定技能外国人からの直接の相談件数は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度117件</li> <li>令和5年度149件</li> <li>令和6年度170件</li> </ul>	<p>随時相談を受け付け、必要に応じて関係機関に照会を行っている。</p> <p>【相談件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度1,409件</li> <li>令和5年度2,045件</li> <li>令和6年度2,884件</li> </ul>	<p>乗せ告示において、協議会の構成員は、農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこととしているとともに、分野別運用方針において、構成員は協議会に対して、必要な協力をすることが明記しており、関係法令の遵守の徹底について行い改善状況について報告徴収等を行う。</p>	<p>乗せ告示において、協議会の構成員は、協議会が行う調査、情報の共有について必要な協力を行うこととしている。また、協議会規約において、協議会の活動として、構成員に対する法令遵守の啓発を行うこととしている。</p>	<p>分野別運用方針において、協議会の構成員に対して、農林水産省が実施する調査等への必要な協力、協議会において情報を得た等の場合への必要な協力を求めることができることとしている。</p>	<p>巡回指導の実績はない（協議会で情報を得た等の場合において、適宜実施を予定）。</p>	<p>協議会は、決議により特定技能所属機関等を除名・公表、以後の加入を認めないことができる。</p>	無

特定技能制度における分業別協議会の状況について

所管 省庁	分野	協議会名	加入企業数	加入要件・確認方法	会費	これまでの主要な協議会決定事項	加入企業に対する 相談体制・相談時間 (R4年度～R6年度の8年程)	加入企業への指導等の方法とその実績 (R4～R6年度)	法令遵守の啓発方法	協議会決定事項遵守の確認方法とその実績 (R4～R6年度)	協議会決定事項に 違反したときの措置	除名実績	
農 林 水 産 省	林業分野	林業分野 特定技能協議会	14社 (令和7年8月1日時点)	<p>【加入要件】 以下のいずれかに該当する者とする。 ・林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により都道府県知事に認定を受けている ・森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定に基づき都道府県により公表されている ・種苗育成または製炭の作業のみに特定技能外国人を従事させる場合は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規程（個別規程：林業）事業者向け」（令和3年2月26日林野庁）に沿って取り組んでいる</p> <p>【確認方法】 林野庁HPの申請フォームにて必要事項を記載の上、協議会事務局（林野庁経営課）に提出するものとする。 確認申請書には、以下の証明書類のうちいずれかを添付するものとする。 ・林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画認定通知書等の写し ・森林経営管理法36条に基づく民間事業者として公表されているHP等の写し ・種苗育成または製炭の作業のみに特定技能外国人を従事させる場合は、取組状況について、全ての項目を確認した農林水産業・食品産業の作業安全のための規程（個別規程：林業）事業者向けチェックシート</p>	無	<p>・林業特定技能協議会組織運営要領（令和6年10月9日） ・林業特定技能協議会構成員資格取扱要領（令和6年10月9日） ・特定技能外国人の労働安全の確保（令和6年10月9日）</p>	<p>【相談体制】 随時、事務局にて相談を受け付け、必要に応じて協議会や関係機関に照会を行うこととしている。</p> <p>【相談件数】 令和6年10月設置以降、実績なし。 なお、特定技能外国人からの直接の相談は、事務局において受け付けている。</p>	<p>案件毎に協議会で協議し決定をする（基本的に、文書で周知をし、改善状況について報告徴収を行うことを想定。）</p> <p>違反件数及び指導件数は0件であった。</p>	協議会において構成員に対し、周知を行う。	協議会において、報告徴収、資料要求、意見聴取、現地調査を行うことができる。	巡回指導等の実績はない（協議会で情報を得た等の場合において、適宜実施を予定）。	協議会は、決議により特定技能所属機関に対し資格の停止、取り消しその他の必要な処分を行うことができる。	無
農 林 水 産 省	木材産業	木材産業 特定技能協議会	21社 (令和7年7月30日時点)	<p>【加入要件】 ①特定技能外国人を勤務させる事業所において、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかを行っていること（上乗せ基準告示に規定） ・小分類121 製材業、木製品製造業 ・細分類1221 合板製造業 ・細分類1223 集成材製造業 ・細分類1224 建築用木製組立材料製造業 ・細分類1227 絨毛製造業 ・細分類1228 床板製造業</p> <p>②特定技能外国人を勤務させる事業所において、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規程（個別規程：木材産業）事業者向け」に基づく取組を行い、その取組状況について（一社）全国木材組合連合会の確認を受けていること</p> <p>【確認方法】 協議会入会申請書に必要事項を記載の上、次の書類を添付して協議会事務局（林野庁木材産業課）に提出するものとする。 ・定款の写し又はこれに代わる書面 ・特定技能外国人を勤務させる事業所の設備機械一覧表 ・②の確認を受けたことを証する書面（全国木材組合連合会が発行する確認証）</p>	無	<p>・木材産業特定技能協議会運営要領（令和6年10月9日/令和7年7月30日一部改正） ・木材産業特定技能協議会入会規程（令和6年10月9日） ・特定技能外国人の労働安全の確保のために講ずる措置について（令和6年10月9日）</p>	<p>【相談体制】 事務局において、随時相談を受け付けている。</p> <p>【相談件数】 現時点で加入企業からの相談はない。 なお、特定技能外国人からの直接の相談は、事務局において受け付けている。</p>	<p>メール、電話、文書等で通知を行い、必要に応じて改善状況について報告徴収を行う。</p> <p>※令和6年度末時点で、特定技能在留外国人数は0名である。</p>	協議会において構成員に対し、周知を行う。	協議会において、意見聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めることができることとしている。	巡回指導等の実績はない（協議会で情報を得た等の場合において、適宜実施を予定）。 ※令和6年度末時点で、特定技能在留外国人数は0名である。	協議会は、協議の上、協議会決定事項に違反した特定技能所属機関を構成員から除名することができる。	無